

第 26 号議案

芦屋市病院事業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市病院事業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 22 年 2 月 23 日提出

芦屋市長 山 中 健

提案理由

病院事業管理者の地域手当の額を改定するため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第 号

芦屋市病院事業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例

芦屋市病院事業管理者の給与等に関する条例（平成21年芦屋市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「100分の14」を「100分の15」に改める。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

参 照

芦屋市病院事業管理者の給与等に関する条例の一部改正要綱

1 改正の趣旨

病院事業管理者の地域手当の額を改定するため、この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

地域手当の額を給料月額に100分の15（現行は、100分の14）を乗じて得た額とする。（第2条関係）

3 施行期日

平成22年4月1日